

田村市内に居住し、同市内の勤務先の工場が原発事故により閉鎖されたため退職を余儀なくされた申立人について、就労不能損害の終期を平成24年5月末とする東京電力の主張を排斥し、同年6月以降の給与相当額の損害が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人とは、下記1の損害項目（下記2の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害

就労不能損害 2, 206, 544円

2 期間

自 平成24年6月1日 至 平成25年1月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項2記載の期間中に生じた同項1の損害項目に掲げる損害賠償についての和解金として金2, 206, 544円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

第1項1に掲げる損害項目（ただし、同項2の対象期間分に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年3月14日

（仲介委員 植村京子）